

著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会（第6回）における主な意見概要（案）

平成26年10月31日

1. 集中管理による契約スキームについて

- ロッカー型クラウドサービスは、タイプ2（プライベート・ユーザーアップロード型）だけでなく、他のタイプとの連携によって魅力的なサービスが展開されていくものとする。そのようなものに柔軟に対応できる仕組みとして、集中管理による契約処理スキームは有効である。
- 集中管理による契約スキームをより有効に機能させるには、権利者、事業者、利用者の3者が協議し、集中処理機構の位置づけや役割について十分に議論することが必要である。
 - 例えば、関係者の間で紛争が生じた際に、集中管理機構がADR（裁判外紛争解決手続）のような機能を果たすことも考えられるのではないか。
- 集中管理による契約スキームは、クラウドサービスにとどまらず、他のサービスについても広く使える仕組みであると思っているので、同スキームが機能することは消費者の視点からみてもありがたい。
- 集中管理による契約スキームを運用する上での課題としては、各ユーザーがどのファイルをどの程度用いたのかというデータを事業者から権利者にどのように提供するのか、事業者において権利者の利用状況をトラッキングする必要があるのかということがある。
 - 利用者の利用状況を事業者がトラッキングすることについては、プライバシーの観点から問題があるのではないか。
 - サービスの中でコンテンツがどれだけ用いられたかを把握すれば十分であるため、プライバシーの問題は特段生じないのではないか。
 - トラッキングの可否については、契約当事者間で話し合えばよく、事業者が拒否したければ拒否できるのではないか。
- 今後の技術の発展に伴うクラウドサービスの多様化に対応する手段として、集中管理による契約スキームを活用する。また、その際乗り越えるべき課題があればそれを乗り越えるべく取り組んでいくということで本小委員会の方向性は見えてきたのではないか。

2. ロッカー型クラウドサービスに対する本小委員会のまとめの方向性について

- 音楽権利者3団体としても、純粋なタイプ2については、許諾の対象とするつもりはない。
- タイムシフトやデバイスシフトも含め、タイプ2については基本的に私的使用目的の範囲内に属し、集中管理による契約スキームの対象はその外側の話である。この場合、事業者が集中管理による契約スキームを利用するかどうかは契約自由の原則にのっとり、当事者の自由で決められる。また、違法に公開されたコンテンツに対しては事業者はプロバイダ責任制限法にのっとり対応も可能である。このような形で本小委員会の意見はまとまったという理解でよいか。
- 異論というわけではないが、私的使用目的の範囲内に属するか、あるいは範囲内に属しないので契約が必要か否かは事実認定の問題である。

(以上)